

附属機関への女性委員の登用促進について（政策・方針決定過程への女性の参画）

資料3

ちば男女共同参画計画・第4次ハーモニープラン（平成28年度～33年度）の重点項目「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の指標である「附属機関の女性委員の割合」の進捗が滞っている。

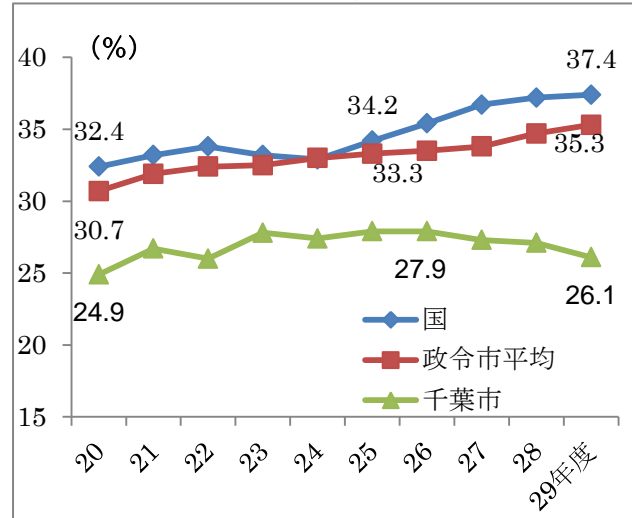
あらゆる組織の構成員は社会の平均に近い割合で構成されることが望ましく、国や他の政令市においても着実に女性委員の割合が増加しているため、本市の附属機関も女性委員の登用を加速することが急務である。

【本市のこれまでの取り組み】

	取組み	目標・指標等
平成3年	千葉女性計画・ハーモニープラン策定	女性委員の割合を25%に高める。
平成13年	ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21策定	女性委員の割合を30%とする。
	千葉市附属機関等への女性委員の登用促進要綱施行	事前協議制度を導入
平成15年	千葉市男女共同参画ハーモニー条例施行	「附属機関等の委員の委嘱に当たり、女性委員の拡大に努める」旨を規定
平成17年	ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン策定	女性委員の割合を早期に30%とする。
平成18年	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について（男女共同参画課長通知）	団体へ女性委員推薦の配慮を依頼すること。狭義の専門分野に限らず、女性が多い関連分野を対象を広げること。女性登用が困難となる規定、役職指定のうち必要性の薄いものは見直すこと。
平成20年	千葉市附属機関等への女性委員の登用促進について（市民局長依頼）	
平成23年	ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（後期計画）策定	女性委員の割合を早期に30%とする。女性委員がいない附属機関の数を平成27年度までに0にする。
平成28年	ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン策定	女性委員の割合を平成33年度までに38.0%とする。

【現状の分析】

附属機関における女性委員の割合の推移



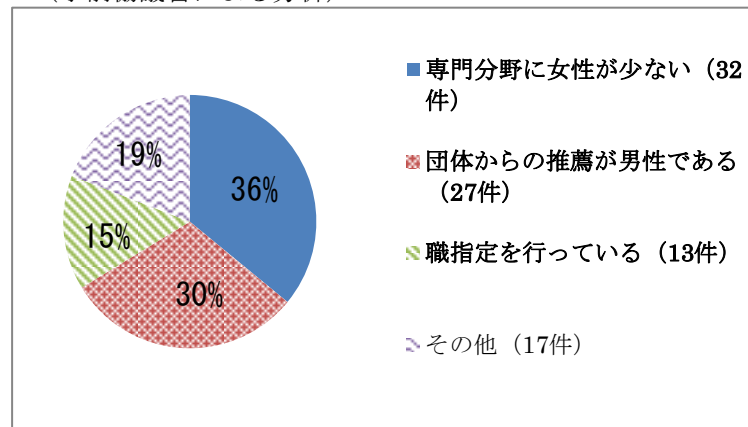
「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）」を基に作成

女性委員の割合が0%の附属機関（13機関）H30.4.1.

時点	附属機関名	所管課
	公務災害補償等認定委員会	人材育成課
	千葉市PFI事業等審査委員会	政策企画課
	千葉市交通安全対策会議	地域安全課
	千葉市小児慢性特定疾病審査会	健康支援課
	千葉市福祉有償運送運営協議会	高齢福祉課
	千葉市公害健康被害診療報酬等審査会	環境保全課
	千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会	経済企画課
	千葉市中小企業資金融資審議会	産業支援課
	千葉市産業用地整備支援事業審査会	企業立地課
	千葉市乳牛育成牧場運営委員会	農業生産振興課
	千葉市都市局指定管理者選定評価委員会	都市総務課
	千葉市救急業務検討委員会	救急課
	千葉市史跡保存整備委員会	文化財課

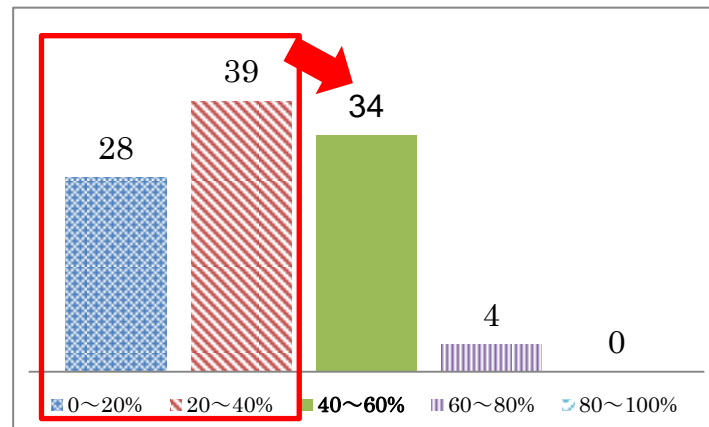
女性を登用できない理由

（事前協議書による分析）



千葉市の附属機関委員の女性割合

（休眠中を除く105機関 平成30年4月）



⇒すべての附属機関の女性割合を「40%～60%」とするのが理想

【他の政令市等の取組み】

取組み	都市名	内容
1 条例による義務付け	相模原市、堺市、岡山市	規定例（岡山市） ・～審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。 ・～岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。
2 要綱等で具体的な取組みを明示	さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、福岡市、熊本市	規定例（京都市） 【専門分野に女性が少ない場合】 ・肩書や特定の職種にこだわらず、広く人材を求める。 ・委員の区分を学識経験者に限定せず、消費者、生活者等の区分を設ける。 【推薦団体から女性が推薦されない場合】 ・関係団体に対し、団体の長や役員に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請する。 ・団体の長、役員等に限定した推薦依頼は、極力避ける。
3 局長等の幹部職員による取組み	北九州市	市長公約で「平成29年度までに附属機関の女性比率50%」という明確な数値目標を掲げ、局長を筆頭に局内での目標達成のため、具体的な目標達成過程を明らかにし取り組んでいる。

【今後の本市の取組み（案）】

（1）要綱による義務付け（附属機関への女性委員の登用促進要綱の改正） ※参考資料2「新旧対照表」参照

・附属機関への女性委員の登用促進要綱（改正案）

（局長等の責務）

第4条 所管局長（附属機関の庶務を所管する局長、区長、消防局長、病院事業管理者及び水道局長をいう。）は、前条の目標を達成するため、次のいずれかの基準を満たすよう、所管する附属機関の委員を選任しなければならない。

（1）所管する女性委員の割合を38%以上とする。

（2）改選前より女性委員を1人以上増やす。

2 前項の規定は、千葉市男女共同参画推進協議会において、やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

3 前2項の規定は、委員の任期中の交代に係る委員選任の際は、適用しない。

（2）男女共同参画推進協議会への付議

「女性委員の割合が38%未満」又は「改選前より女性委員を1名以上増やせない」場合は、男女共同参画推進協議会での承認を必要とする。特に、女性委員ゼロの附属機関については、協議会に早急に付議する。

（3）事前協議の徹底

すべての附属機関に事前協議を例外なく義務付け、委員の委嘱は事前協議済みであることを要件とする。

（4）その他

推薦団体への働きかけや、局部長等の幹部職員が出席する会議で女性委員登用の進捗状況の報告を行う。